

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号

氏名

(自署又は押印)

## 変更届・願

下記のとおり、海外派遣計画を変更したいので（届け出いたします ・ 承認願います）。

### 記

1. 変更内容：

変更前：	
変更後：	

2. 変更理由：

--	--

(注) ① 変更内容には、申請書から変更のある箇所（和文・英文）を全て記載してください。

② 変更理由は具体的に記入してください。

③ 受入研究機関、受入研究者、派遣期間に変更が生じる場合は、変更後の受入研究者からの承諾を得た上で、その旨記載された承諾書原本を併せて提出してください。

④ 派遣期間を変更する場合は「変更届」、その他の項目を変更する場合は「変更願」で提出してください。

## 【留意事項】

- ・ **研究課題名、研究計画、受入研究機関、受入研究者等を変更することは、原則として認められません。**本プログラムは、海外における大学等研究機関において、3か月～1年間研究に専念する者に対し支援することを目的としています。本会はこの趣旨を踏まえて、申請時の研究計画、派遣先等を審査して採用の選考を行っているため、申請書に記載された研究計画の変更は、基本的には認めておりません。
- ・ ただし、研究遂行上、真にやむを得ない理由により受入研究機関、受入研究者等を変更する必要がある場合は、必ず事前に本会に連絡し、本「変更届・願」を提出して承認を得てください。**本会の事前の承認なしに、これらを変更することはできません。**本会の承認を得ずに無断で派遣計画を変更した場合には、経費は支給しません。また、支給済の経費についても返納要求を行います。
- ・ 「変更願」が正式に承認されるまでは、通常1～2週間程度期間が必要となります。そのため、不備のない書類が提出できるよう、時間に余裕を持って事前連絡を行い、通知の受け取りまでの日数も考慮し、書類提出を行ってください。

なお、各種変更について、以下の点にご留意願います。

### ●受入研究機関・受入研究者（変更願）

- ・ **受入機関、受入研究者の変更は、真にやむを得ない理由がある場合に限り認めることがあります。**
- ・ 派遣開始後に受入先を変更する場合は、派遣期間を受入先変更日から派遣終了日までとして明記してください。またその際、派遣期間が必ず90日以上になるよう調整してください。
- ・ 派遣先の変更に伴い住居等を変更する場合は、速やかに「**住居及び緊急連絡先届（変更）」（様式4）**を提出してください。提出の遅れによる一切の不利益について本会は関知しません。

### ●派遣期間（変更届）

- ・ **派遣開始後に**派遣期間が変更となる場合は、「**変更届**」（様式10）を提出してください。また、このとき海外での滞在日数が90日以上になるようにしてください。
- ・ 派遣開始前に派遣期間を変更する場合は、「**海外派遣計画書**」（様式3）に変更後の派遣期間を記載してください。様式3提出後に変更する場合も、同様式を再提出することにより変更してください。
- ・ 派遣開始後に申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長に伴う滞在費の追加支給はありません。報告書には、当初申請していた派遣期間内に従事した研究内容について報告してください。なお、当初の派遣期間より延長して滞在した場合には、延長した期間内に従事する研究が本プログラムの研究計画と密接に関わりがあり、かつ、当初の派遣終了日から1年以内の場合に限り、付加用務として取り扱うこととし、復路航空賃を支給します（「復路航空賃請求書」（様式6）裏書き参照）。

その他の事項についても変更する必要がある場合は、個別に対応しますので、速やかに本会へ連絡してください。